

令和4年 第15回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年10月20日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和4年10月20日

東京都教育委員会第15回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第52号議案

令和5年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

第53号議案

令和5年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

第54号議案

東京都立埋蔵文化財調査センター指定管理者の指定について

第55号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 請願について

(2) 東京都立科学技術高等学校に設置する理数に関する学科の入学者選抜方法について

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

| | |
|-------|--------------|
| 教 育 長 | 浜 佳 葉 子 |
| 委 員 | 山 口 香 |
| 委 員 | 秋 山 千枝子 (欠席) |
| 委 員 | 北 村 友 人 |
| 委 員 | 新 井 紀 子 (欠席) |
| 委 員 | 宮 原 京 子 |

事務局 (説明員)

| | |
|-----------------|---------|
| 教育長 (再掲) | 浜 佳 葉 子 |
| 次長 | 福 崎 宏 志 |
| 教育監 | 藤 井 大 輔 |
| 総務部長 | 田 中 愛 子 |
| 都立学校教育部長 | 村 西 紀 章 |
| 地域教育支援部長 | 岩 野 恵 子 |
| 人事部長 | 吉 村 美貴子 |
| 高校改革推進担当部長 | 池 上 晶 子 |
| 特別支援教育推進担当部長 | 落 合 真 人 |
| (書 記) 総務部教育政策課長 | 軽 部 智 之 |

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただ今から、令和4年第15回定例会を開会します。

本日は、秋山委員及び新井委員から、所用により御欠席との御連絡を頂いています。

本日は、朝日新聞社ほか2社からの取材と、14名の方からの傍聴の申込みがありました。また、朝日新聞社ほか1社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、山口委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 9月8日の令和4年第13回定例会議事録につきましては、既に御覧い

いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、9月8日の令和4年第13回定例会議事録につきましては承認を頂きました。

9月22日の令和4年第14回定例会議事録につきまして、お配りしていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと思います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第54号議案及び第55号議案並びに報告事項（3）につきましては、人事及び公表前の情報に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただ今の件につきまして、そのように取り扱います。

議 案

第52号議案

令和5年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

報告事項

（1）請願について

【教育長】 それでは、第52号議案「令和5年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」ですが、報告事項（1）「請願について」と関連する内容のため、一括で説明をお願いします。それでは、都立学校教育部長及び高校改革推進担当部長、説明をお願いします。

【都立学校教育部長】 それでは、私の方から、第52号議案、令和5年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について説明をします。

議案資料を御覧ください。

まず「Ⅰ 高等学校」の全日制課程についてですが、前回9月22日の定例会で御報告しました、都内公立中学校卒業者の受入分担数につきましての公私合意に基づき、全日制課程各校の具体的な募集人員を策定しています。

（1）募集概要ですが、令和5年度に募集を行う学校数は167校で、令和4年度と

比較して1校減、学級数は1,049学級でして16学級の増、募集人員につきましては4万1,030人で640人の増となっています。

この増減につきまして、具体的な内訳を説明します。(2) 募集学級の増減の「ア 学級増」を御覧ください。令和5年度は、合計20校20学級の増を行います。これらの学校につきましては、令和5年度も都内公立中学校卒業予定者数が増加することから、各校1学級の増を行うものです。対象校につきましては、区市町村別の中学生の増減数の動向や、学校の施設の状況、過去3か年の入学者選抜の状況等を考慮して決定をしています。

次に次ページ、募集学級の減についてです。「イ 学級減」のとおり、令和5年度は合計2校2学級の減を行います。広尾高校、竹早高校の2校につきましては、令和4年度に学級増を行っていますが、令和5年度も同規模で募集を行った場合、学校全体の総学級数が更に1学級増加することになり、施設の許容量を超えてしまうため、それぞれ1学級の減を行うものです。以上により、学級増減につきましては、合計22校で18学級の増となります。

続いて、(3)の募集停止を御覧ください。昨年度の募集人員の説明の際、令和5年度の募集停止予定校と説明しましたとおり、都立高校改革推進計画等に基づき、白鷗高校につきまして、令和5年度に募集停止します。高校段階での募集停止に合わせまして、附属中学校の募集規模を拡大することで、併設型中高一貫教育校における6年間一貫した教育をより一層推進してまいります。この1校の募集停止により、2学級の減となっています。この2学級の減と、先ほどの18学級増を合計しまして、全体では令和4年度と比べて16学級の増となっています。

続きまして(4)在京外国人生徒対象の募集人員についてです。令和2年度から在京外国人生徒対象の募集枠を設定しています。杉並総合高校につきまして、唯一の総合学科の高校であり、応募の状況等も踏まえまして、令和5年度は5人の募集人員の増を行います。

次に3ページ、定時制課程です。

まず(1)募集概要を御覧ください。令和5年度に募集を行う学校数は、学年制で36校、単位制で17校の53校です。令和4年度と比較しての増減はありません。募集人

員につきましては、令和4年度と比べ、学年制で2学級60人減の1,320人、単位制で15人増の3,050人、定時制全体では45人減の4,370人となっています。

この増減につきまして、具体的な内容を説明します。(2)の募集学級の増減を御覧ください。「ア 学級増」につきましては、令和5年度は該当校はありません。続きまして「イ 学級減」ですが、入学希望者の減少により、南葛飾高校及び江戸川高校の普通科について、1学級30人ずつの減を行います。以上により、学級増減につきましては、合計2校で2学級60人の減となります。

(3)の募集人員の増減を御覧ください。今年度開校しました小台橋高校につきまして、来年度は2学年相当以上の募集人員として、15人の募集人員の設定を行います。この15人の増と、先ほどの募集学級の2学級60人減を合計しまして、全体では令和4年度と比べて45人の減となります。

次に、「3 インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査に係る募集人員」です。新型コロナウイルス感染症を含むインフルエンザ等の学校感染症に罹患した者等に該当し、受検することができなかった者に対して、追検査及び追々検査を実施することに伴う募集人員を設けるものです。募集人員につきましては、全日制課程及び定時制課程を設置する全都立高校において、一般募集の募集人員の内数として定めています。なお、各校における措置申請者数と応募倍率に応じて定めるものとしています。

次に4ページ、通信制課程ですが、こちらは令和4年度と比較しまして募集人員の変更はありません。

続きまして、「II 中学校及び中等教育学校」です。

まず「1 募集概要」を御覧ください。令和5年度の募集学級及び募集人員は、中学校・中等教育学校合わせまして41学級の1,640人となっています。令和4年度と比較して、1学級40人増となっています。

この増減につきまして、具体的な内容を説明します。「2 募集人員の増減」、「ア 学級増」を御覧ください。対象校は、先ほど高校のところで申し上げました白鷗高等学校附属中学校です。こちらは高等学校全日制課程の募集停止で説明しましたとおり、併設型中高一貫教育校における6年間一貫した教育をより一層推進するため

に、高校段階の募集停止と併せて中学段階では募集増ということで実施するものです。

「イ 学級減」については、記載のとおり、該当校はありません。

最後に、「Ⅲ 令和6年度募集停止予定校」です。こちらは対象校はありません。

以上で第52号議案、令和5年度東京都立高等学校第一学年生徒の募集人員等についての説明を終わらせていただきます。

【高校改革推進担当部長】 次に、本件に関連する案件として、報告事項（1）都立高校改革推進計画に基づく、夜間定時制課程の閉課程に関する請願について説明します。

報告資料（1）の1ページを御覧ください。

夜間定時制課程の閉課程に関する請願が1件提出されていまして、請願者は小山台高校定時制の廃校に反対する会、都立立川高等学校芙蓉会（定時制同窓会）及び立川高校定時制の廃校に反対する会で、請願事項は「小山台高校定時制と立川高校定時制を閉課程とした2016年の計画を白紙に戻し、両校の存続を決定してください」です。

2ページ目の回答案を御覧ください。

小山台高校定時制及び立川高校定時制につきましては、平成31年2月14日に開催された平成31年東京都教育委員会第3回定例会において策定された、都立高校改革推進計画新実施計画（第二次）の中で、平成28年2月の都立高校改革推進計画新実施計画と同様に閉課程することを決定しています。

平成28年2月の都立高校改革推進計画新実施計画策定後の夜間定時制課程の全体の入学者選抜の状況は、平成28年度から令和4年度までにかけて、募集人員は750人減っていますが、第一次募集の応募倍率は平成28年度は0.38倍、平成29年度は0.39倍、平成30年度は0.40倍、平成31年度は0.37倍、令和2年度は0.34倍、令和3年度は0.30倍、令和4年度は0.25倍と推移しています。第一次募集の応募者数は、平成28年度は912人、平成29年度は799人、平成30年度は794人、平成31年度は655人、令和2年度は587人、令和3年度は519人、令和4年度は427人と減少しています。このように、夜間定時制高校の入学者数の減少は顕著となっていることから、都立高校改革推進計画新実施計画（第二次）の着実な実施により、チャレンジスクールの新設等を行うとともに、一部の夜間定時制課程の閉課程を行い、定時制課程の改善・充実を進めていき

ます。

こうした状況を踏まえ、平成28年2月の新実施計画策定に際して御審議いただきましたとおりの内容で、既に教育委員会において方針が示されている案件として、この資料にありますとおり、事務局にて回答させていただきます。

なお、平成28年10月13日の教育委員会において、4校の夜間定時制課程の存続を求める請願に、平成29年10月12日の教育委員会において、雪谷高校定時制の募集継続を求める請願に、平成30年10月11日の教育委員会において、江北高校定時制の募集停止の決定を行わないことを求める請願に、令和元年10月10日の教育委員会において、小山台高校定時制の存続を求める請願及び立川高校定時制の生徒募集を継続し存続させることを求める請願に、令和2年10月8日及び令和3年10月14日の教育委員会において、小山台高校定時制と立川高校定時制の閉課程を中止し両校の存続を求める請願に、同様の対応をしたことを報告させていただきました。

小山台高校定時制及び立川高校定時制の閉課程については、平成31年2月策定の都立高校改革推進計画新実施計画（第二次）において、閉課程の時期を未定としており、都立高校改革推進計画新実施計画（第二次）の着実な実施により、チャレンジスクールの新設等を行い、その進捗^{ちよく}や夜間定時制高校の応募倍率の推移などの状況を考慮しながら、閉課程の時期を決定していきます。なお、令和5年度につきましては、小山台高校定時制及び立川高校定時制は、令和4年度と同様に生徒を募集します。

報告事項（1）の説明は以上です。

【教育長】 ただ今の説明に対しまして、何か御質問・御意見ありませんでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 生徒の人数等、あるいは応募の状況等を踏まえて、学級数の増減というのは適切にこれからもやっていっていただきたいなと思いました。今回幾つか減ってしまう学校もありますけれども、適切な形で対応していただきたいということが一つ目です。

二つ目は、請願について、これは以前から定時制の、特に同窓会の方々を中心に、自分たちの母校を続けてほしいということで、非常にそのお気持ちは重く受け止めな

がら、都教委としてもいろいろな方策を考えながら、ただやはりこうして示されているように、どうしても希望する生徒数が減ってきている現状も、また他方でチャレンジスクールに関しては、入りたくてもなかなか難しいというような状況もあったりする中で、本来は定時制も続けながらチャレンジスクールもつくっていったということができればいいのかと思うんですが、なかなかそれも難しい中で、非常に苦しい思いをしながら学校も閉じなければいけないのかなど。これは本当に何年にもわたって議論していることでして、非常に、本当に卒業生の方々の思いや地域の方々の思いというのも重く受け止めながらも、やはりそういう決断をせざるを得ないのかなと感じています。

ただ、先ほどの請願の中にも少し触れられていたんですが、先日、私の同僚の額賀美紗子先生という東京大学の先生が、外国にルーツを持つ子供たちの都立高校における支援の状況というのを調査して、都庁の都教委の方にも少し調査の結果を共有したということを伺っていますが、その中でやはり定時制に関して、学業不振等で辞めてしまう生徒さんがどうしても少し多い、外国にルーツを持つお子さん、生徒さんの中に退学してしまう子が多くて、そこに一つ、学業不振の理由に、日本語支援がもう少し必要ではないかという、少し根本的な問題もあると。

ですので、今回のこの定時制を閉じるという話と直接つながっている話ではないのかもしれないのですが、定時制で今求められている支援というのが確実にそこにあるわけですので、残念ながらこういうふうに閉課程をする定時制もありますが、続けていく定時制もあるわけで、そちらについては引き続き更なる教育の充実を図っていただきたい。特に外国にルーツを持つ生徒さんというのは今定時制に一定数いますので、その子たちに対する支援を充実させたり、あるいはもちろんそれ以外のいろいろな困難を抱える生徒さんもいますので、その教育の充実も図りながら、定時制高校の充実ということも、閉めながら充実の議論をするのかという話もあるかと思いますが、閉めることは残念ながら閉めるという決断ではありますけれども、同時に続いていく定時制についてはしっかりと支援をしていかなければと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、本件につきましては原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。また、報告事項（１）につきましても、報告として承りました。

第53号議案

令和5年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

【教育長】 それでは第53号議案「令和5年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について」の説明を、特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは、第53号議案、令和5年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について説明をさせていただきます。

まず「1 募集人員を定める学校・学部・学科」についてです。

初めに、（１）の視覚障害特別支援学校です。御覧いただきまして、段中の学部・学科名のところですが、高等部専攻科保健理療科と、その下に理療科があります。保健理療科はあん摩マッサージ指圧師を養成する学科です。また、理療科はあん摩マッサージ指圧師に加え、はり師、きゅう師を養成する学科として、いずれも卒業後に国家資格の取得を目指す教育を行っています。資格取得に向けまして、国から認可を受けた学級数、教育課程、施設設備で教育をしまして、認可に基づいて、昨年度と同様の募集人員を設定しています。文京盲学校では、それぞれ2学級を設置して16人ずつを募集し、八王子盲学校ではそれぞれ1学級を設置して8人ずつを募集します。

続きまして、（２）の聴覚障害特別支援学校です。中央ろう学校ですが、大学進学を目指す中高一貫型の学校として設置しています。昨年度と同様、中学部で3学級18人を募集し、高等部で3学級24人を募集します。

次に（３）です。知的障害特別支援学校です。高等部就業技術科ですが、知的障害が軽度の生徒全員の企業就労を目指す学科です。昨年度と同様に、永福学園、南大沢学園は10学級100人、青峰学園は6学級60人、志村学園、水元小合学園は8学級80人を募集します。また、高等部職能開発科ですが、知的障害が軽度から中度の生徒で、

やはり全員の企業就労を目指す学科です。昨年度と同様に、足立特別支援学校、港特別支援学校、江東特別支援学校ともに2学級20人を、東久留米特別支援学校では4学級40人を募集します。

昨年度との変更点です。本年4月の本教育委員会におきまして御承認をいただきました、青鳥特別支援学校の職能開発科につきまして、令和5年4月の新たな設置に合わせまして、一番下の段ですが、2学級20人の募集を開始します。

続きまして、「2 募集人員を定めない学校・学部・学科」についてです。これらの学校では、各学校の障害種別に該当する障害のある生徒が入学を希望する場合、全員の入学を許可しています。そのことから募集人員を定めていません。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】 ただ今の説明に対して、何か御質問・御意見ありますでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 募集人員についてはこちらのとおりで結構かなと思うのですが、ちょうど特別支援学校の話が出たので、先日、多摩桜の丘学園にお伺いして、いろいろお話をお聞きしたんですけども、非常に地域に支えられながらも地域の方々とともに、例えば子供たちが荷物を運んだり、地域のお年寄りのための何か活動をしたり、地域社会の中で子供たちができることをやって役立っていく、それによって自分たちもできるんだという感覚を非常に持って、またそれを地域の方々が温かくサポートされている。

ほかの特別支援学校でも、それぞれ障害の種別等によって、そういうことができるところとできないところがあると思いますが、非常にその地域の中で特別支援学校が支えられて、子供たちが生き生きしているのを見ていまして、是非こういうことをより多くの方に知っていただいて、また多くの特別支援学校が地域とともに歩んでいただきたいなと思いました。特にこの募集人員とは関係ないのですが、ちょうど特別支援学校のテーマでしたので、先日行ってきたばかりで、非常に感銘を受けたのでお話をさせていただきました。

【教育長】 ほかに何かありますでしょうか。

山口委員、お願いします。

【山口委員】 御説明ありがとうございました。募集人員等については異論はないのですが、知的障害の特別支援学校がこれを見ても非常に数が多いですし、現在も増加傾向のところにあると思います。知的障害のところについては非常に個人差が大きいのと思われまます。ですから、ここに書いてあるように、各学級で10人の定員となっているんですが、同じ学級にいなながらも、なかなか同じレベルというか、同じ段階で学業ができないというようなことも恐らくあると思うんです。この先になると重度の障害になっていくんですけれども、その辺りが非常に先生方もきめ細やかなサポートというのがすごく必要になってくると思うんです。ですから、できれば、もちろん人員に限りもありますし難しいところはあるんですけれども、やはり子供たちの満足度というか、そういったところを是非、これは私も人員のことについての意見ではないのですが、あらためてその辺りをきめ細やかな対応をしていただいて、子供たちの将来につながる教育をしていただきたいということを重ねてお願いをしたいなと思います。

【教育長】 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問ないようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

報 告

(2) 東京都立科学技術高等学校に設置する理数に関する学科の入学者選抜方法について

【教育長】 それでは、次に報告事項(2)「東京都立科学技術高等学校に設置する理数に関する学科の入学者選抜方法について」の説明を、都立学校教育部長、お願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは、私から東京都立科学技術高等学校に設置する理数に関する学科の入学者選抜の方法について説明をします。

報告資料(2)を御覧ください。

平成31年2月に策定しました都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）に基づきまして、令和4年度に東京都立立川高等学校に理数に関する学科を設置したところです。令和6年度には、東京都立科学技術高等学校にも設置を予定しています。

科学技術高等学校は、これまで科学技術科単独の学校でしたが、このことにより、科学技術科と理数科を併置する学校となる予定です。本日は、令和6年度入学者選抜から実施します、科学技術高等学校理数に関する学科の入学者選抜方法について報告をします。

表を御覧ください。左側には理数に関する学科の選抜を、右側には参考として現在の科学技術科の選抜をそれぞれ記載しています。

まず理数に関する学科の推薦に基づく選抜（特別選抜（理数））を御覧ください。対象人員は募集人員の20%とします。選考は、調査書、研究実績報告書に関する口頭試問、小論文、個人面接を総合した成績により行うこととしています。合格候補者は、男女合同の総合成績の順に決定します。

一定の水準に達していない場合は、定員内であっても不合格とします。なお、※印を付けました研究実績報告書ですが、志願者がこれまで行った科学的な取組についてまとめ、出願時に提出するレポートを指しています。

続きまして、理数に関する学科の学力検査に基づく選抜を御覧ください。四角で囲みました内容のとおり、志願者は理数に関する学科、理数に関する学科・科学技術科（併願）又は科学技術科のいずれかを選択して出願します。ただし、出願して受検した場合は、先に理数に関する学科の選考対象となります。選考は、調査書及び学力検査を総合した成績により行います。もともと、科学技術高等学校では、学力検査は共通問題を使用し、理科と数学において1.5倍の傾斜配分を行っていました。理数に関する学科においても、これと同様に実施します。合格候補者の決定は、理数に関する学科又は理数に関する学科・科学技術科（併願）に出願して受検した者から、男女合同の総合成績の順に決定します。そして、不合格者となった者のうち、科学技術科を併願している者については、科学技術科における選考対象者とします。

説明は以上です。

【教育長】 　ただ今の説明に対して、御質問・御意見ないでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。理数に関する学科の設置ということで、科学技術科に比べますと、科学的な取組に対するレポートを出願時に提出するという点が大きく違うということによろしいですか。

【都立学校教育部長】 そうです。

【宮原委員】 ありがとうございます。令和6年度ということになりますとかなり近い、今の中学生が考える選択肢になると思いますので、準備のために、中学生にしっかりと周知していただけるように、そこの辺りもしっかり考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

【都立学校教育部長】 補足を。今、宮原委員から御指摘のとおり、この時期に選考の御案内をするということは、今の中学2年生がしっかりと準備できると、いわゆる入試の1年前告知という原則に基づいてやっています。これを、おっしゃったとおり、ただ今日告知するだけではなくて、各中学校にしっかりと周知できるような取組を行っていきたいと考えています。

【教育長】 ほかはよろしいでしょうか。

ないようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

11月10日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、10月27日の予定となりますけれども、現在のところ案件がありません。そこで、今回は11月第2木曜日の11月10日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。

【教育長】 ただ今説明がありましたとおり、10月27日は案件がないとのことですので、10月27日の教育委員会は開催しないこととしたいと思いますが、よろしいでしょ

うか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、10月27日の教育委員会は開催しないこととします。次回は11月第2木曜日の11月10日となりますので、お間違えのないようにお願いします。

日程そのほかに、何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時33分)